

青梅市教育委員会訓令（甲）第2号

青梅市立学校等職員の出勤記録および出勤簿整理規程の一部を次のように改正する。

令和8年8月10日

青梅市教育委員会

教育長 橋 本 雅 幸

青梅市立学校等職員の出勤記録および出勤簿整理規程の一部

改正について

青梅市立学校等職員の出勤記録および出勤簿整理規程（平成31年教育委員会訓令（甲）第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

別表中第49号を削り、第48号を第49号とし、第3号から第47号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）在宅勤務等	在宅
----------	----

別表第24号を次のように改める。

（24）健康管理休暇	健休
------------	----

付 則

この規程は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。